

大阪労働局発表
令和7年10月30日

【照会先】

労働基準部 監督課
電 話 06 (6949) 6490

無料の電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します ～ 11月1日（土）、労働基準監督官が電話相談に対応 ～

大阪労働局（局長 高橋 秀誠）では、11月1日（土）を特別労働相談受付日とし、労働基準監督官による無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します。

これは、「過重労働解消キャンペーン」（別添参照）の取組の一つとして行うもので、この相談ダイヤルでは、過重労働をはじめとした労働問題全般にわたる相談のほか、労働基準法違反などの問題がある事業場に関する情報を受け付けます。

「過重労働解消相談ダイヤル」概要

- ・ 令和7年11月1日（土曜日）午前9時から午後5時まで、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置します。

なくしましょう 長い残業

過重労働解消相談ダイヤル： 0120-794-713
(フリーダイヤル)

- ・ 過重労働に関する相談を集中受付します。
- ・ 当日は、労働基準監督官が直接相談に対応します。
- ・ 大阪労働局では、近畿圏（大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県）の相談に対応します。

「過重労働解消キャンペーン」概要

別添

～ 11月は過労死等防止啓発月間 ～

「過労死等防止啓発月間」は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。「過重労働解消キャンペーン」では、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けて、以下の取組を実施します。

1 過重労働に関する相談の集中受付

特別相談受付日だけでなく、11月1日（土）から11月7日（金）を、「過重労働相談受付集中週間」とし、平日、土日・祝日、夜間も過重労働に関する相談を積極的に受け付けます。

◆大阪労働局労働基準部監督課 または 労働基準監督署（平日 8:30～17:15）

◆労働条件相談ほっとライン 0120-811-610 月～金 17:00～22:00
土日祝日 9:00～21:00

2 労使の主体的な取組の促進

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について、大阪府と連名で協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

3 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換

大阪労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

4 重点監督の実施

（1）監督の対象とする事業場等

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や長時間労働や賃金不払い残業が疑われる企業等を対象とします。

（2）重点的に確認する事項

- ① 時間外労働・休日労働が、「時間外労働・休日労働に関する協定届」（いわゆる36協定）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導。
- ② 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導。
- ④ 長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導。

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

5 過重労働に関する各種セミナーの開催

過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消のためのセミナーを開催します。